加古川中流圏域河川整備計画懇談会情報公開要領(案)

(趣 旨)

第1条 この要領は、加古川中流圏域河川整備計画懇談会(以下「懇談会」という。)の情報公開に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として委員会開催日の1週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2.周知の内容は、委員会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(委員会の公開)

第3条 委員会は原則として公開するものとする。ただし、委員会が非公開と決定したときはこの限りではない。

(議事録等の作成と公開)

第4条 懇談会開催毎に議事録を作成する。作成した議事録(発言者を特定しない)及び会議資料(以下「議事録等」という)については、原則公開とする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたものはこの限りではない。

(公表方法)

第5条 委員会の会議資料等の公表方法は以下のとおりとする。

- (1) 兵庫県北播磨県民局にて公表する。
- (2) 兵庫県北播磨県民局のホームページに掲載する。

附 則

この要領は、平成23年12月28日から施行する。